

平成19年4月23日
事務連絡

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

改正法施行の前後における
建築確認と工事着工に係る規定の適用関係について

建築行政の推進については、日頃よりご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、平成19年6月20日から「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第92号）が施行されることとなっております。

今回の改正においては、構造計算適合性判定制度の導入や階数が3以上の共同住宅に対する中間検査の義務付けなど大幅な改正事項が措置されているところですが、施行期日や経過措置など改正法令の適用関係について多くの照会を受けていることを踏まえ、別紙のとおり、改正法施行の前後における建築確認と工事着工に係る規定の適用関係を整理したので、参考にして下さい。

また、貴管下の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知して下さい。

なお、国土交通省においては、平成19年度におきましても建築基準法第77条の31第1項に基づく検査を抜き打ち形式で行う予定であり、改正法施行前後における確認検査業務が適正に行われているかどうかについては、特に重点的に検査する予定であることを申し添えます。

担当：建築指導課 代表 03-5253-8111
企画係 山口（内線：39-538）
建築安全調査室 小林（内線：39-565）

改正法施行の前後における建築確認と工事着工に係る規定の適用関係

- 改正法の規定の適用関係(法3条2項、法6条5項、法附則3条1項)をもとに整理すると、以下のとおりとなる。

☐確認申請 ○計画変更の確認申請 △着工
☒確認済証 ●計画変更の確認済証 ▲竣工

(1) 着工が法施行前

		6/20		
①	☐ — ☒	△	—————	▲
①'	☐ — ☒	△	—○—●—	▲

新構造基準 適合	適合性 判定	中間検査
不要	不要	不要
	不要	必要

- ①：法施行前の工事着工のため、新構造基準(改正後の法第20条)適合は、不要
法施行前の確認申請のため、適合性判定、中間検査ともに不要
- ①'：法施行前の工事着工のため、新構造基準(改正後の法第20条)適合は、不要
法施行前の確認申請であるが、法施行後の計画変更のため、改正後の手続規定が適用(適合性判定、中間検査)される。(新たな指針に基づく確認が必要(図書も改正後の施行規則による))
ただし、適合性判定については、改正法第6条第5項において、「(改正後の)法第20条(新構造基準)に適合するかどうかを審査するとき」に、建築主事が知事に求めるとされており、当該ケースでは、改正後の法第20条の適用がなく、結果として、適合性判定の手続きは必要ない。

(2) 着工が法施行後

		6/20		
②	☐ — ☒	△	—————	▲
②'	☐ — ☒	○—●	△—————	▲
②''		☐ — ☒	△—————	▲
③	☐ —	— ☒	△—————	▲

新構造基準 適合	適合性 判定	中間検査
必要	不要	不要
	必要	必要
	必要	必要
	不要	不要

- ②：法施行後の工事着工のため、新構造基準(改正後の法第20条)適合は、必要
法施行前の確認申請のため、適合性判定、中間検査ともに不要
(ただし、新構造基準適合に適合しないまま着工すると、違反建築物となるため、計画変更の確認申請手続きが必要 → ②'になる可能性大)
- ②'：法施行後の工事着工のため、新構造基準(改正後の法第20条)適合は、必要
法施行後の計画変更のため、改正後の手続規定が適用(適合性判定、中間検査)
- ②''：法施行後の確認申請、工事着工のため、適合性判定、中間検査、新構造基準(改正後の法第20条)適合は、すべて必要
- ③：法施行後の工事着工のため、新構造基準(改正後の法第20条)適合は、必要
法施行前の確認申請のため、適合性判定、中間検査ともに不要
(新構造基準適合を前提に審査が行われるが、適合性判定、中間検査は不要)

参考：適用される規定

①改正法の規定は、平成19年6月20日から施行される。

法附則第1条（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

②改正法の規定の施行の際現に工事中の建築物については、法令改正等によって不適合となった場合、その適合していない規定について適用が除外される。

法第3条第2項（適用の除外）

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

③改正法附則において、経過措置がおかれており、構造計算適合性判定及び中間検査については、法施行後に確認申請がなされる建築物に適用し、法施行前の確認申請がなされる建築物については、なお従前の例による、とされている。

法附則第3条（建築基準法の一部改正に伴う経過措置）

新基準法第6条第4項（新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、第6条第5項から第12項まで若しくは同条第13項（新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、第6条の2第3項から第8項まで若しくは同条第9項（新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、第7条の3（第3項及び第七項を除き、新基準法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）、第7条の4（第2項、第6項及び第7項を除き、新基準法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）又は第18条第3項若しくは第12項（これらの規定を新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、第18条第4項から第11項まで若しくは同条第17項から第21項まで（これらの規定を新基準法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に新基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（これらの規定を新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は新基準法第18条第2項（新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物について適用し、この法律の施行前に第1条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧基準法」という。）第6条第1項若しくは第6条の2第1項（これらの規定を旧基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は旧基準法第18条第2項（旧基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。